10月1日は浄化槽の日
浄化槽は定期的に適正な維持管理を

浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。

浄化槽の機能を適正に保つためには保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に実施されていない場合は、罰則規定があります。

■**保守点検**…県に登録されていて、浄化槽管理士がいる浄化槽保守点検業者に、汚泥（微生物）の管理、機器の点検、消毒剤の補充などをしてもらいましょう。（家庭用で年3～4回以上）

■**清掃**…市長の許可を受けた浄化槽清掃業者に、槽内部にたまった汚泥の抜き取り、機器類の洗浄、掃除などをしてもらいましょう。（年1回、全ばっ気方式は6カ月に1回以上）

■**法定検査**…保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年1回県知事の指定する三重県水質保全協会の検査を受けることが義務付けられています。

○浄化槽の正しい使い方

・台所から天ぷら油などを流さない。
・トイレではトイレットペーパー以外のものを流さない。
・送風機（ブロア）の電源は切らない。

○合併処理浄化槽を設置しましょう

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。すでに設置されている単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換の努力義務が法律で定められています。合併処理浄化槽を設置する人には、補助金を交付していますので、補助条件など詳しくは、津市ホームページをご覧いただくか、環境保全課または各総合支所地域振興課へお問い合わせください。

問い合わせ　環境保全課
☎229-3140　FAX 229-3354

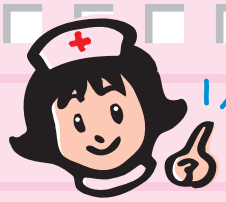

10月の献血（400ml）

問い合わせ　中央保健センター
☎229-3310　FAX 229-3287

献血を実施します。皆さんのご協力をお願いします

対　象　17～69歳の人で体重が50kg以上の人（65歳以上の人は、60～64歳の間に献血経験のある人）

と　き	ところ
10月20日(木)16時～16時40分	安濃中公民館
10月26日(水)15時45分～16時30分	一志高岡公民館